

第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び 総合計画中期実施計画一部改定の考え方

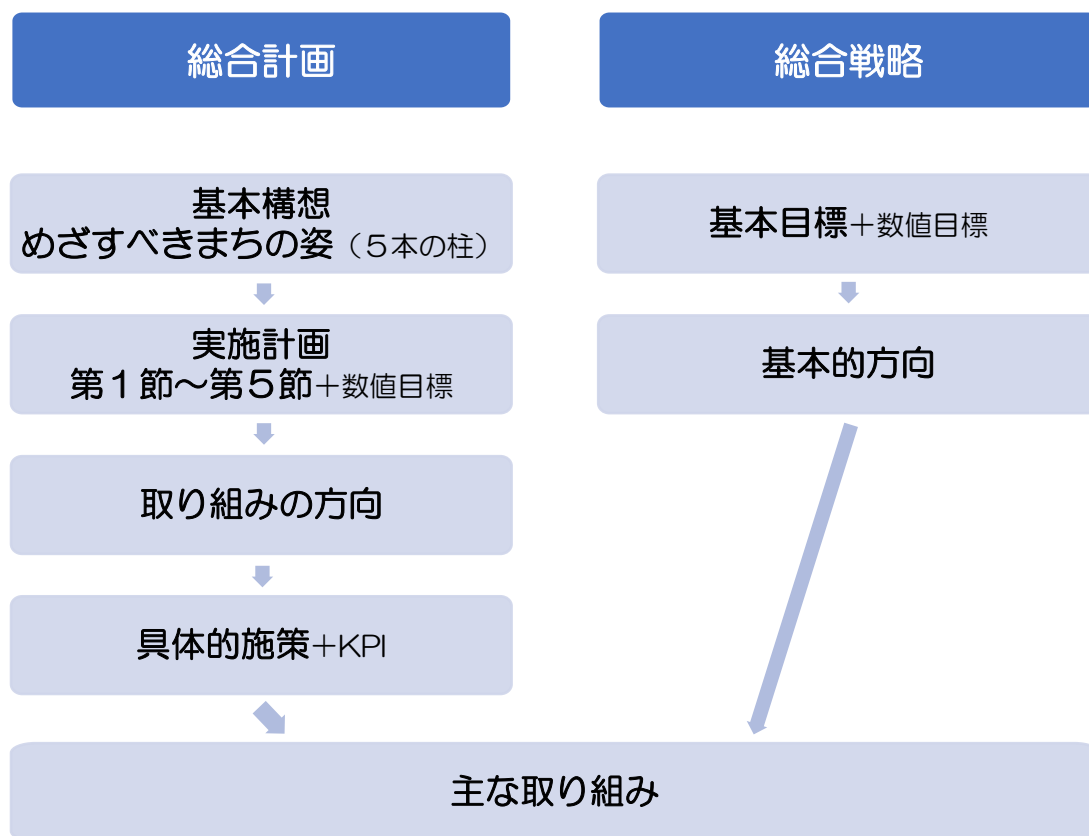
令和 6 年 6 月
経営企画部企画課

■ 計画の名称と構成

逗子市総合計画/第 3 期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※国総合戦略：デジタル田園都市国家構想総合戦略

県総合戦略：第 3 期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略



1. 第 3 期総合戦略について

(1) 計画期間

2025 年度（令和 7 年度）～2029 年度（令和 11 年度）※中期実施計画と終期を合わせる

※国総合戦略：2023 年度（令和 5 年度）～2027 年度（令和 9 年度）

県総合戦略：2024 年度（令和 6 年度）～2027 年度（令和 9 年度）

(2) 策定における基本的な考え方

①国、県の総合戦略との関係

- ◆ まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定により、国及び県の総合戦略を勘案した上で第 3 期総合戦略を策定する。

《参考》

国の総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）の全体像

●基本的考え方

- ・「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ・デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- ・これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

●国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ①デジタル基盤の整備
- ②デジタル人材の育成・確保
- ③誰一人取り残されないための取組

●地方の社会課題解決

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

②第 2 期総合戦略から継続する点

- ◆ 国の制度改正、状況の変化、PDCA サイクルによる計画修正の必要性など、必要な見直しは行うものの、第 2 期総合戦略からの連続性を考慮し、基本目標及び基本的方向は原則として変更しない。
- ◆ 今後実施の見込みがない取り組みを除き、第 2 期総合戦略に位置付けられている取り組みは継続する。

③第 2 期総合戦略からの変更点

- ◆ 総合戦略の策定にあたっては、地域の個性や魅力を活かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を記載するよう努めることとされている。この地域ビジョンを総合計画基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」とする。
- ◆ 基本目標の数値目標は、時点修正する。
- ◆ 今後実施の見込みがない取り組みは削除する。
- ◆ 新たに総合戦略として取り組むべき事項は追加する。
- ◆ 基本目標と並列で、「逗子市 DX 推進ビジョン（2024 年 4 月）」から抜粋して再掲する。

2. 人口ビジョンについて

総合戦略の策定にあたっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえるよう努めることとされているが、2024年に予定されている国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」改訂前に総合戦略を策定する場合は、既存の人口ビジョンを踏まえたものとするよう示されている。

また、県総合戦略は人口ビジョン改訂前に策定されている。

以上のことから、まずは参考資料として現状分析部分のみ作成（時点更新）し、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」改訂後に、人口ビジョン全体を改訂することとする。

3. 総合計画中期実施計画について

- ◆ 総合計画と一体化した第2期総合戦略の計画期間が終了するため、必要な見直しを行う。
- ◆ 総合計画「第1章 実施計画の基本方針」の「国の制度改正、状況の変化、PDCAサイクルによる計画修正の必要性など」に該当する場合は、併せて見直しを行う。
- ◆ 「第5章 計画の推進にあたって」の「4 デジタル技術の積極的な活用」は、「逗子市DX推進ビジョン（2024年4月）」との整合を図るため、見直しを行う。